

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する取扱いについて

介護保険制度における福祉用具貸与については、平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、軽度者の状態像から使用が想定しにくい福祉用具について、保険給付の対象外となっています。

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある方については、保険給付の対象として福祉用具貸与の例外給付が認められ、その例外的に貸与される状態像の判断方法としては、認定調査票における基本調査項目を活用して客観的に判断することとなっています。

また、貸与条件を満たさない場合においても、平成19年4月1日より、新たに追加されたi～iiiに類型化される事案のいずれかに該当すると判断される方については、算定が可能となりました。

つきましては、あきる野市における軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する取扱いについて、下記のとおりとします。

◆要支援1・2、要介護1の方の対象外種目

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換機、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）

◆要支援1・2、要介護1～3の方の対象外種目

自動排泄処理装置（尿のみを吸引するものは除く。）

[1]（平成18年4月～）軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱い

軽度者の方は、その状態像から一部の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として保険給付の対象外となっておりますが、別表1に該当する方については、例外的に貸与が認められます。

別表1に該当する方が例外的に貸与を開始する場合は、市においても、その状況を把握する必要がありますので、「福祉用具貸与の例外給付に関する届出書」（様式1）と貸与品目のカタログの写しを提出してください。

また、別表1のア②、オ③に該当する場合は、基本調査項目以外の判断に基づき例外を認め、保険給付の対象とする例外の判断基準が設けられておりますので、「福祉用具貸与の例外給付に関する届出書」に加え、以下の添付書類の提出が必要となります。（書類提出後、内容の確認をさせていただきます。なお、不明な点がある場合には、追加資料の提出依頼や調査を行う場合があります。）

◇添付書類

- ①居宅サービス計画書（第1表～第3表）又は介護予防サービス・支援計画表（1/3～3/3）（写）
- ②サービス担当者会議の要点（第4・5表等）（写）
- ③貸与品目に関する主治医の意見が確認できるもの（サービス担当者会議資料・主治医への照会資料等）（写）
- ④貸与品目に関するカタログ（写）

◇判断基準

別表1における認定調査結果がない状態像については、以下の2点を、市が書面等の確実な方法により確認することによりその要否を判断し、例外的に給付の対象と認めます。

- （1）主治医の意見として、福祉用具貸与の例外給付の必要性が判断されている。
- （2）サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与の例外給付の必要性が判断されている。

※なお、判断の見直しにつきましては、福祉用具の必要性や必要としている状況、福祉用具を使用して得られる効果について常時確認した上で計画に位置づけてください。

※貸与許可期間中において、貸与品目（付属品含む）の変更を行う際は、必ず市に連絡をしてください。

◇適用開始日

- ・市に上記の必要書類一式が提出された日に遡って適用開始日とします。（書類不備による書類再提出の場合、1回目の書類提出日を適用開始日とします。）
- ・電話等口頭でのやりとりの場合は、適用開始日とはなりません。
- ・認定更新、認定変更申請等により提出日に要介護（要支援）状態区分が確定していない場合、更新・変更申請を行った際に必要書類を提出していただくことにより、認定日を適用開始日とします。

◇通知

市が、届出を受理し、その可否について判断し、ケアマネジャーに対して結果を通知します。

[2] (平成19年4月～) (追加) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱い

平成18年4月からの軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いに加えて、平成19年4月から新たに基準(別表2)が追加され、追加された(i)～(iii)に類型化される事案のいずれかに該当すると判断される方については、保険給付の対象とすることとなりました。

別表2について、該当する事案のある場合は、市が書面等の確実な方法により確認する必要がありますので、「福祉用具貸与の例外給付に関する届出書」(様式2)に加え、以下の添付書類の提出が必要となります。

※平成18年4月からの例外給付条件に該当する方は、様式1に基づく手続きになります。

◇添付書類

- ①居宅サービス計画書(第1表～第3表)又は介護予防サービス・支援計画表(1/3～3/3)(写)
- ②サービス担当者会議の要点(第4・5表等)(写)
- ③医学的所見の確認書類(主治医意見書・診断書・主治医の意見が記載された聴取記録文書)(写)
- ④貸与品目に関するカタログ(写)

※平成19年4月に追加された取扱いは、その対象となるか否かを判断するに当たり、医師の医学的所見に基づく意見が重要な位置づけとなっております。したがって、制度の適正、公平性の確保の観点から、医学的所見の確認書類に関しては、(i)～(iii)に類型化される事案に該当すると判断できる症状が明記されている、あるいは、類推することができるものに限り、その記載等に当たり、対象者の現状と国から示された状態像との照合を行い、十分考察してください。

※医師に対して医学的な所見を確認する場合、単に情報提供を求めるのではなく、担当ケアマネジャーとしてのアセスメント内容及び必要と考えられる福祉用具の種目等、必要な情報について明らかにしてください。(例えば、病名や貸与品目名のみが記載されていたとしても、それだけでは、類型(i)～(iii)に該当する状態であるかについては不明であることから、例外的な貸与の対象とは認められません。)

※確認書類にて判断がつかないものに関しては、本人に直接お会いして確認する場合があります。

◇判断基準

別表2(i)～(iii)に類型化される事案のいずれかに該当すると判断される方については、以下の2点を、市が書面等の確実な方法により確認することによりその要否を判断し、例外的に給付の対象と認めます。

- (1) 医師の医学的な所見に基づき、福祉用具貸与の例外給付の必要性が判断されている。
- (2) サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与の例外給付の必要性が判断されている。

※なお、判断の見直しにつきましては、福祉用具の必要性や必要としている状況、福祉用具を使用して得られる効果について常時確認した上で計画に位置づけてください。

※貸与許可期間中において、貸与品目(付属品含む)の変更を行う際は、必ず市に連絡をしてください。

◇適用開始日

- ・市に上記の必要書類一式が提出された日に遡って適用開始日とします。
(書類不備による書類再提出の場合、1回目の書類提出日を適用開始日とします。)
- ・電話等口頭でのやりとりの場合は、適用開始日とはなりません。
- ・認定更新、認定変更申請等により提出日に要介護(要支援)状態区分が確定していない場合、更新・変更申請を行った際に必要書類を提出していただくことにより、認定日を適用開始日とします。

◇通知

市が、届出を受理し、その可否について判断し、ケアマネジャーに対して結果を通知します。

あきる野市役所
健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係